

## 会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成27年6月19日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 池辺己実夫君
- 11番 守屋常雄君
- 12番 諸橋太一郎君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	大和田 伸 一 君
農業委員会 事務局長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人事課長	小 川 茂 生 君
総務部次長	藤 田 聡 君
市民部次長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由紀夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建設部次長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

## 平成27年第2回牛久市議会定例会

### 議事日程第6号

平成27年6月12日（金）午前10時開会

- 日程第 1. 議員提出議案第8号訂正の件
- 日程第 2. 議案第41号 牛久市いじめ防止対策推進条例について
- 日程第 3. 議案第42号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第43号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第44号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第45号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第46号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第47号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第48号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10. 議案第49号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11. 議員提出議案第8号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について
- 日程第12. 意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 日程第13. 意見書案第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 日程第14. 請願第 3号 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願書
- 日程第15. 請願第 4号 ひたち野地区の中学校新設問題に関する住民説明会の開催を求める請願
- 日程第16. 交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について
- 日程第17. 議会改革特別委員会委員の選任について
- 日程第18. 利根川水系県南水防事務組合議会議員補欠選挙について
- 日程第19. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第8号の議案の訂正が提出されました。

次に、請願4号の1件が追加されましたので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議員提出議案第8号の訂正の件についてを議題といたします。



議員提出議案第8号訂正の件

○議長（市川圭一君） 18番利根川英雄君から、議員提出議案第8号の訂正の理由の説明を求めます。利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） さきに提出をしておりました議員提案第8号について、議案の訂正について、その理由を説明させていただきます。

常任委員会で指摘を受けました内容につきまして訂正をさせていただきます。

条例案第4条中、「法第184条第2項」を「法第108条の5」に、また第22条、「議員政治倫理審査会」を「政治倫理審査委員会」に訂正するものであります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号の訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） それでは、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第8号の訂正の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。議員提出議案第8号の訂正の件については、これを承認することは否決されました。

日程第2、議案第41号ないし日程第10、議案第49号の9件、日程第11、議員提出議案第8号の1件、日程第12、意見書案第3号及び日程第13、意見書案第4号の2件、日程第14、請願第3号の1件を一括議題といたします。

- 
- 議案第41号 牛久市いじめ防止対策推進条例について
- 議案第42号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 議員提出議案第8号 牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について
- 意見書案第3号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 意見書案第4号 「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について
- 請願第3号 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願書

○議長（市川圭一君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、秋山総務常任委員長。

---

平成27年6月20日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

総務常任委員会

委員長 秋山 泉

#### 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 45 号	牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 46 号	平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 49 号	平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 2 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議員提出議案第 8 号	牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について	否決
意見書案第 4 号	「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について	否決

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成 27 年 6 月 12 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 6 月 15 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 45 号は、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市消防団員の定数について、610 人としているところ、消防団の人員構成を見直し、現状に見合った適正な数に改正するものであります。

審査に当たり委員からは、消防団員の定数を見直すことは負担金の軽減が目的になっているのか、また近隣の状況について質疑がなされました。

市執行部からは、負担金の軽減が主な目的であり、実態に近づけようということが趣旨である。近隣の自治体も現状の定員に合わせて減らしているのが実態であるとの答弁がありました。

議案第 46 号、平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、寄附金は当初予算での寄附見込み額を上回ったことによる増額計上、繰入金は財政調整基金繰入金及びふるさと基金繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は、ふるさと牛久市応援寄附者に対する特産品

返礼等経費の増額計上、コミュニティFM開局のための備品整備費の計上、及び65歳以上の高齢者で運転免許を返納した方に対し、かっぱ号回数券、または奥野地区過疎地有償運送利用券、それぞれ2万円分を交付するための経費の計上であります。

審査に当たり委員からは、ふるさと牛久広援寄附金、職員の採用計画、コミュニティFMの目的、活用についての審議がなされ、市執行部からは、今年度のふるさと牛久広援寄附は6月12日現在、申し込み金額が1,257万5,000円、そのうち牛久市内の寄附金額は60万円となっている。職員採用は平成37年までの10年間の計画であり、毎年の採用計画と退職者の状況を見きわめながら採用の計画を立てていきたい。コミュニティFMは地域に密着した情報の発信、地域の活性化の推進ということで市民参加型というのが目的の1つであります。もう1つの目的が、災害時の迅速かつ継続的な情報伝達があります。また、コミュニティFMで防災ラジオ、防災無線の難聴の地域も補っていききたいとの答弁がありました。

また、コミュニティFMの開局時期、年間の維持費、放送内容についての質疑がなされ、市執行部からは、試験電波発信により難聴対策については、状況を確認しながら対策をとっていく状況にある。市内全域隅々までの対策は期間がかかると思っている。年間維持費については、2,000万円前後はかかると想定している。放送内容は地域の情報を発信し、自主制作番組が50%、12時間のうちの6時間の放送時間を目指すことになっているとの答弁がありました。

議案第49号、平成27年度牛久市一般会計補正予算(第2号)のうち、当委員会所管の主なものは、歳入の牛久市立第二幼稚園の園舎耐震補強工事費の計上に伴う財政調整基金繰入金の計上であります。

審査に当たり委員からは、緊急に耐震補強工事を補正予算で行う背景について質疑がなされ、市執行部からは、年度内に事業の完了ができない見込みから、財政調整基金を入れて、いち早く耐震補強工事に取りかかることができるようにするものであるとの答弁がありました。

議員提出議案第8号は、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についてであります。

本件は、現在の政治倫理条例は、執行機関である市長と議決機関である市議会議員を同一視したもので、二代表制の観点から分離するのが当然と考え、章を変えて分離し全部を改正するもので、議案提出者から説明を受け、審査いたしました。

委員からは、これまでの条例より厳しく、公平性を担保しつつ不正を排除するという内容で、市民の期待に沿える条例改正であるとの意見がありました。

また、条例の引用部分等に不備があり、不完全な内容であるとの意見がありました。

意見書案第4号は、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出についてであります。



本件は、5月15日、安倍政権が国会に提出した「安全保障関連法案」については、日本の進路を左右する大問題であり、今国会での成立を強行するのではなく、慎重審議を求めるものです。

委員からは、「安全保障関連法案」について慎重審議を国会に求めることは、市議会議員としても行っていくべきで、国に意見書を提出すべきであるとの意見がありました。

また、意見書の内容に不穏当な表現もあり、意見書の提出に反対であるとの意見がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第45号及び議案第49号はいずれも全会一致により、議案第46号については賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議員提出議案第8号及び意見書案第4号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、諸橋教育民生常任委員長。

平成27年6月19日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

教育民生常任委員会

委員長 諸橋 太一郎

#### 教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第41号	牛久市いじめ防止対策推進条例について	原案可決

議案第 42 号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 43 号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 44 号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 46 号	平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 48 号	平成 27 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 49 号	平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案 第 3 号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について	原案可決
請願第 3 号	「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願書	不採択

〔教育民生常任委員長諸橋太一郎君登壇〕

○教育民生常任委員長（諸橋太一郎君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成 27 年 6 月 1 2 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 6 月 1 6 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 4 1 号は、牛久市いじめ防止対策推進条例についてであります。

本件は、いじめ防止対策推進法の制定に伴い、牛久市におけるいじめ防止等に関する、市、学校及び保護者の責務、基本的な方針、並びに重大事態に係る調査委員会等の設置に関し、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、いじめ防止対策の内容、いじめを行った児童生徒の措置について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市いじめ防止基本方針を策定し、この中で対策等を行っていく。いじめを行った児童への措置については、これからの生き方についての指導を行いながら、いじめを今後起こさないよう教育的な指導を行っていくとの答弁がありました。

また、保護者の責務、保護者の規範の欠落、学校での指導について質疑がなされました。市執行部からは、いじめを発見し解決していく、未然に防止するには保護者の力が非常に大きい。学校では保護者会や学校からの通信を通して子供たちの状況を伝え、課題となっていることを報告して、どういうふうにご子供たちを見守っていくか、知らせていきたい。保護者間の連携も重要になり、保護者会でいじめ問題の意識、健全育成等の情報交換をしながら、いじめ撲滅に

ついて考えていくとの答弁がありました。

次に、いじめ等に対する教育研修について、保護者の知る権利、隠蔽体質をなくすことについて質疑がなされました。

教育研修会については、年間200日くらい学校において現場での研修を実施している。いじめ防止に関する措置については、いじめを受けた児童、保護者、またいじめを行った児童、保護者の間で争いがないように、いじめ事案に係る情報を保護者と共有するための措置、その他必要な措置を講ずる。また、重大事案について当該調査、事実関係と必要な情報を適切に提供することで、隠蔽のないように進めていくとの答弁がありました。

議案第42号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久市いじめ防止対策推進条例の制定に伴い設置される組織の委員の報酬を定めるものであります。

議案第43号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げと軽減措置の2点の改正を行うものであります。

議案第44号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法施行令の改正により、65歳以上の第1号被保険者の住民税非課税世帯のうち、特に所得の低い第1所得段階区分対象者の介護保険料基準額に対する割合を、現行の0.50、年額2万8,800円から0.05引き下げ、0.45、年額2万5,900円に見直し、低所得者の介護保険料軽減が実施されることから、これに合わせ介護保険料の額を改定するものであります。

議案第46号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金及び県負担金は、低所得者の保険料の軽減に対する国及び県からの低所得者保険料軽減負担金の計上であり、県補助金は親家庭等学習応援事業費補助金の計上であります。

歳出の主なものとして、民生費は低所得者保険料軽減繰出金の計上、及び茨城県が実施するひとり親世帯等に対する図書カード交付経費の計上であり、教育費は奥野運動広場駐車場の拡張に係る工事費不足分の増額計上あります。

審査に当たり委員からは、奥野運動広場駐車場の面積、駐車台数、工期について質疑がなされ、市執行部からは、駐車場の用地面積は4,993平方メートル、駐車台数は約130台、工期については9月の完成を見込んでいるとの答弁がありました。

議案第48号は、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の主なものとして、介護保険料は低所得者の保険料軽減による第1号被保険者特別徴収保険料の減額計上であり、保険料の減額分800万円については、低所得者保険料軽減繰入金として同額を一般会計から繰り入れするもので、予算総額の変更はありません。

議案第49号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものは、国庫支出金の幼稚園施設環境改善交付金の増額であり、歳出の主なものは、牛久市立第二幼稚園の園舎耐震補強工事費の計上であります。

審査に当たり委員からは、つり天井の落下防止工事の施工、今後のスケジュール、工事中の園児の対応について質疑がなされました。市執行部からは、つり天井の部分は工事の中に入っており、現在、設計の発注の準備を進めており、工事は10月から11月に開始できる予定である。園児の対応については、牛久小学校の空き教室に移動し、運営を行っていくとの答弁がありました。

また、アスベストの第二幼稚園の今後の方針について質疑がなされ、市執行部からは、教育施設におけるアスベストについては、暴露する形で残されているものはないことを確認している。第二幼稚園の今後の方針については、耐震性を確保し当面運営していくことで考えているとの答弁がありました。

意見書案第3号は、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてであります。

本件は、年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）において、保険料拠出者である教師を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築する等を求めるものであります。

請願第3号は、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願書についてであります。

本件は、地方自治法第100条の規定により調査特別委員会の設置、前期の「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の調査結果の報告を求めるものであります。

委員からは、前回、調査特別委員会の調査結果の報告もできないまま終わってしまい、議会として正しくないと考えている。再度調査特別委員会を設置して、最終的な調査報告をすべきである。前回の予算が無駄にならないよう継続して調査特別委員会を設置すべきとの意見がありました。

また、この件については検察庁の調査、取り調べなされ、不起訴処分になっており、再度、調査特別委員会を設置する必要はないとの意見がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第48号及び議案第49号はいずれも全会一致により、議案第43号及び議案第46号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第3号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号につきましては、可否同数により委員長採決の結果、不採択と決しました。

以上、報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成27年6月19日

牛久市議会議長 市川圭一 殿

産業建設常任委員会

委員長 板倉 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第46号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第47号	平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成27年6月12日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第46号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管の主なものとして、総務費の総務管理費は、ふるさと牛久応援寄附者に対する特産品返礼などの経費の増額計上であり、教育費は、奥野運動広場駐車場の拡張に係る工事費不足分の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、ふるさと基金繰入金として1,500万円の増額補正を計上しているが、そのうちの何割程度が特産品の金額となるのか、また特産品の選定基準はどのようなものかとの質疑がなされ、市執行部からは、特産品と送料を合わせておおむね5割程度となる。選定基準については、発送に時間がかかっても品質に問題がない物を選定したとの答弁がありました。

公園、緑地、街路樹の植栽管理をする事業については、機構改革により都市計画課と緑化推進課が合併したことにより、業者委託の回数などに変更が生じていないかとの質疑がなされ、市執行部からは、基本的には変わらないが、市民要望の多い箇所については、昨年度の状況を整理し、業者委託するための予算を計上しているとの答弁がありました。

下水道復旧工事費の支払いに関する不適正な事務処理については、どのような再発防止策を講じていくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、従来は担当職員から施行業者へ発注していたが、今年度からは位置図、写真、補修内容、概算数量、概算工事費を記載した決議書を作成し、部長決裁の後に作成する補修委託依頼書により発注する形態をとっているとの答弁がありました。

また、不適正な事務処理の再発防止策を講じていることにより、道路維持補修に関する市民要望に対し、市の対応が従来よりもおくれることはないのかとの質疑がなされ、市執行部からは、緊急性、危険性のある事案については、道路維持課の職員がその日のうちに応急処置を行い、速やかに部長決裁の後に施行業者へ発注することになる。このような再発防止策を講じることにより、従来より対応におくれが生じるという認識はしていないとの答弁がありました。

議案第47号は、6号国道災害復旧工事の追加工事費用として、請負業者に対し未払いとなっている金額1,368万4,000円を補償金として支払うための計上であります。

審査に当たり委員からは、未払いの工事費用について、既に全額支払いが完了しているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、誤払いである620万1,000円について既に支出済みであるため返還をしていただき、748万3,000円について未払いであるが、当該補正予算の可決成立後に、返還分と合わせた1,368万4,000円の支払いが完了するとの答弁がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第46号は賛成多数により、議案第47号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） おはようございます。それでは、教育民生常任委員長と、それから産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。

まず、教育民生のほうですけれども、請願3号について、可否同数により委員長採決の結果、不採択というふうな報告がなされましたけれども、委員長が不採択と決した理由をお尋ねいたします。

それから、産業建設常任委員長審査報告のほうでは、議案第47号の、これは補正との絡みもあると思いますが、6号国道災害復旧工事の追加工事費用ということで、質疑の中で、執行部から、業者からは一括返還していただいて、未払い分も合わせて計上する、支払うというような報告があったようでございますけれども、この間、業者のほうの方は資金として全部引き上げられてしまって、なおかつおくれるという状況の中で、業者へのいわゆるこのおくれたことによる損害への補填というか、そういうことについて質疑がなされ、どのような返答があったのかをお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 諸橋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長諸橋太郎君登壇〕

○教育民生常任委員長（諸橋太郎君） 須藤委員の質疑にお答えをいたします。

この委員会委員長報告につきましては、委員会での審議を報告する場となっております、委員長の個人的な見解をここで述べる場ではないということをおし添えまして、私の個人的な意見をここで述べることは控えさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 板倉産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長板倉香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉香君） 須藤委員から今ありました47号について、当委員会では、この質疑は出ませんでした。以上です。

○議長（市川圭一君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、再質問させていただきます。

教育民生常任委員長ですけれども、可否同数、委員長の採決ということで、個人的な見解は差し控えたいということでしたけれども、これは委員長が委員長として全体の中で不採択というふうに判断をされたというふうに思うのですけれども、委員長としてのその判断基準ということをお尋ねをしたのですけれども、これが個人ということになるのでしょうか。

それから、あと産業建設常任委員会のほうでは、その点については質疑がなかったということでしたけれども、今後の執行部の対応としてはこういうことを起こさないようにということは、どこの段階で、その前のところでこう書いてありますけれども、もう少しこの辺、市の対応について対策という、防止対策について、こうした業者に一時的にでも1回支払ったものを返させて、その後またしばらくたってからしかお金が払えないという状況というのは、その間、その一千何百万というお金が業者のほうでは滞るわけですね。こうした事態を引き起こす市の体制というのは大変問題であるというふうに考えると、その間に関して、その期間の補償というか、多少なりとも利子というのか何かわかりませんが、そういうものを考えるというのが市のほうでも必要なのかなというふうにも一方で考えたりするので、その点も含めて今回の補償金の中にはそういうものがなかったというふうには思われますけれども、市の体制として、その辺対策、どういうふうに講ずるといような意見がなされたのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（市川圭一君） 諸橋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長諸橋太郎君登壇〕

○教育民生常任委員長（諸橋太郎君） 須藤委員の再度の質問にお答えいたします。

市議会規則にも載っておるとおり、個人の意見を述べることはできませんので、答弁のほうは差し控えたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 板倉産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 須藤委員にお答えします。

先ほど私が委員長報告でやりましたけれども、それ以外のことは別に出ませんので、よろしくをお願いします。

○議長（市川圭一君） 16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、総務常任委員会の委員長にお尋ねをいたします。

この議員提出議案第8号の中で、条例の引用部分等に不備があり不完全な内容である、このような意見があったという記述がありますが、具体的なことについて、どのような意見があっ



たのか伺います。

○議長（市川圭一君） 秋山総務常任委員長。

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

委員会において、利根川議員が説明員として参加をされましたとき、お二方の委員から、2カ所の訂正を述べられました。それは皆様のお手元にある内容でございます。それに対して、委員、また利根川議員さんより、この2カ所を訂正すれば賛成するのかと、そういうお話がありました。これだけの大きな内容の条例でもありますので、今後まだ出てくる可能性があるかもしれないという委員の方の御意見もありました。

その中で、じゃあそれを訂正すれば賛成するのかということに対しては、一切賛成するという返答はありませんでしたので、私はそのように認識をしております。以上です。

○議長（市川圭一君） 7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 総務常任委員会の委員長に最初に質問いたします。

意見書案第4号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書に関してであります。この中で、報告の中で「不穏当な表現もあり」という言葉があるわけですが、これはどこのことを指しているのでしょうか。また、どういう意味でそういう「不穏当」というふうな言葉が出てきたのか、その意味についてお聞きいたします。

次に、教育民生常任委員会委員長に質問いたします。

本会議でも出たわけですが、教育委員会の責務ということについてどうなのかということがあったかというふうに思いますけれども、常任委員会ではその点についてどのような質疑がなされ、答弁がなされたのか、お聞きいたします。以上です。

○議長（市川圭一君） 秋山総務常任委員長。

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 杉森議員の御質問にお答えいたします。

この意見書案第4号は、かなり皆さん方がから多くの意見を頂戴いたしました。その中で、今「不穏当」というお言葉がありましたが、その「日本を殺し殺される国」、この表現が非常に不穏当だと。この安全保障関連法案イコール即戦争につながるような、そういう言葉があったということを私は認識をしております。

○議長（市川圭一君） 諸橋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長諸橋太一郎君登壇〕

○教育民生常任委員長（諸橋太一郎君） 杉森委員の御質問にお答えをいたします。

審議の中で委員より、教育委員会の責務についての質問がありました。この答弁といたしまして、本会議でも答弁していましたが、市としてこの責務については「市等の責務を明らかにし」として条文に趣旨として載せておりましたが、市と教育委員会は一体であるので教育委員会の責務としてこれには記載していないというような答弁がありました。以上です。

○議長（市川圭一君） 7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長に再度質問いたします。

この意見書については、「日本を殺し殺される国」という言葉の前に、戦争をする国という、その説明だろうというふうに思うわけですが、まさに戦争というのは人を殺し殺されるという関係のものだというふうに思いますけれども、どこが不穏当なのか、どういう議論があったのか、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 秋山総務常任委員長。

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） それでは、再度の質問にお答えいたします。

委員会においては、憲法学者もこの法案は違憲であるとの意見がある中で強行していくということは、国民のための改正ということになるのかと、そういう御意見がございました。そして、将来戦争ができる法案への第一歩であるという御意見もございました。その中で、慎重に審議をすることは、市議会議員にとって行っていかなくてはならないと、そういう御意見もありました。

その中で、やはり第1次安保があって現在の日本が平和でいられると思っているという御意見の中で、ここまで平和でアメリカの傘の下で平和が保たれていたのであるという、そういう御意見もございました。

やはり先ほどその戦争という杉森議員のお話がありましたように、まさしく日本を「殺し殺される国」という表現は、もう即戦争につながるということで、反対の意見が出たと私は認識をしております。以上です。

○議長（市川圭一君） 9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 総務常任委員長にお伺いしたいと思います。

この表面の下から5行目、6行目、コミュニティFMの問題なのですが、年間維持費が2,000万円前後というふうに書かれているというふうに答弁されたのですが、この中で、国庫補助等についてはあるのか、ないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。どのように議論されたというのか、ちょっとわからなかったのですが、2,000万円の前後にかかる

想定されているということなので、国庫補助についてはあったのか、なかったのかという、どのように議論されたのか、ちょっと伺いたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） 黒木議員、多分それは委員長報告というよりも、議案書を見ていただければわかるんじゃないでしょうか。（「議論があったのか、ないのかということ」の声あり）  
秋山総務常任委員長。

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） それでは、黒木議員の御質問にお答えいたします。

国庫補助金があったかどうか、私はなかったと認識しております。そして、議案書を見ていただければ、明確にどのぐらいの補助があったかということはわかると思いますので、その点よろしく願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 議案第43号、国民健康保険税条例の一部改正及び議案第46号、一般会計補正予算に関する反対討論をします。

国保税の改正は、保険税の賦課限度額の引き上げが行われます。低所得者に対する軽減措置が行われますけれども、国保では医療分は1万円、後期高齢支援分が1万円、介護納付金2万円で、合計4万円の負担増となります。限度額は81万円から85万円となり、住民に負担を強いるものには反対です。

補正予算では、補正内容全てに反対するものではありませんが、市長の選挙公約であるコミュニティFMを8月に開局予定のための物品購入費について、目的はイベントやにぎわいをつくり出し、ワンコインでの市民参加で番組に参加できるというのが主であり、災害時の防災無線や防災ラジオが聞こえない地域の対応策は不備なまま開局を急ぐものです。

市民は、3・11をきっかけに防災無線等の聞こえない地域の対策を求めてきました。コミュニティFMを開局するというのであれば、真っ先に優先されるべきは災害時の防災無線や防災ラジオが聞こえない地域の対応策です。試験電波の結果もわからない状況で、今後中継送信所が必要となれば、1,000万円はかかるとの答弁がありました。6月議会補正後の事業予算は5,571万4,000円、年間約2,000万円の維持費に加えて、光熱費等の出費は市が補助し、自治体が運営することはできないため、NPOに運営を委託することになってい

ます。また、準備が整わず問題点を抱えながらの状況の中で、なぜそんなに急ぐのか理解に苦しむところです。

よって、議案第43号、46号に反対をします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 議員提案第8号、意見書案第4号について、賛成討論を行います。

議員提案第8号は、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例についてです。現在の牛久市政治倫理条例は、執行機関である市長等と、議決機関である市議会議員を同一視したものとなっています。二元代表制の観点から、今までに何度か提案をされていますが、議員提案第8号は章を変えて分離をし、これまでに指摘をされた項目を修正の上に提案をされています。常任委員会審議の中で指摘をされました内容は、条例の引用条項、このようなものです。

しかし、議会の開会前に議運で、議案の訂正について局長よりの説明で了解をされたのではないのでしょうか。しかもこのような本会議の場で異議ありを唱えることは、議会運営を混乱させるものと考えます。このような進め方は、議運とは一体何なのか問われてくるのではないのでしょうか。議会としての到達点として、現在の条例より厳しく、透明性、公平性が保持されています。市民の負託に応えるためにも採択することを求めます。

意見書案第4号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出です。海外で戦争をする国づくりを進める法案は、国会の審議を通じて憲法に違反していることがますます浮き彫りになっています。6月4日の衆議院憲法審査会に参考人として出席した3人は、憲法に違反をしていると明言しました。

自民、公明、次世代の各党が推薦をしました長谷部恭男早稲田大学教授は、「安保法案のうち集団的自衛権の行使を容認した部分について憲法違反だ。従来の政府見解の論議の枠内では説明できず、法的安定性を揺るがす。」と指摘、民主推薦の小林 節慶應大学名誉教授は、「私も違憲だと考える。日本に交戦権はないので、軍事活動をする道具と法的資格を与えられていない。」と説明をしております。維新推薦の笹田栄司早稲田大学教授は、「従来の内閣法制局と自民党政権がつくった安保法制までが限界だ。今の定義では憲法を踏み越えた」、このように述べております。

さらに、より多くの憲法学者、弁護士などが反対を表明し廃案を求める運動が全国に広がっています。県内でも、つくば、取手で市民らが平和を守ろうと行動しております。さらに、6月の17日には、水戸市内で憲法9条を壊すなど、約1,000人の方がアピール行動をしました。8日付読売新聞の世論調査でも、今国会の法案成立に反対が59%を占めています。そ

の上、80%の国民が、政府は法案について十分説明していない、このように答えております。

国民世論と乖離した国会の数の力での強行採決は決して許されません。慎重審議を求める圧倒的多数の世論に応えるべきです。「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の採択を強く求めます。

議員各位の良識に心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。22番中根利兵衛君。

〔22番中根利兵衛君登壇〕

○22番（中根利兵衛君） 議員提出議案第8号、意見書案第4号の反対の立場から反対討論を行います。

議員提出議案第8号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について、反対の立場から討論を行います。

条例の中で幾つかの疑問の中から、4点を指摘しまして反対の討論といたします。前回質疑の中で出たのですが、これはすぐもう質疑ができませんので、きょう反対の討論をするものでございます。4つの指摘をして反対の討論といたします。

条例第12条第1項に規定する牛久市政治倫理審査会の委員に対する報酬及び費用弁償に関する条例がなく、委員をどのように委嘱するのか定められていない点。

2点目に、条例第12条第1項の規定により、牛久市政治倫理審査会を審査会とする略称規定が設けられていますが、条例第22条に規定する牛久市議会議員政治倫理審査会も省略規定で審査会としていることから、規定に矛盾が生じております。このことにより、条例第13条及び第21条等で規定する審査会がどちらの審査会なのか曖昧なものとなっている点。

3点目に、条例第14条の規定において、審査請求を受けたとき、10日以内に審査会を設置するとありますが、どのような方を委員として設置するのか明確になっていない点。

条例についてはこの3点ですが、4点目については、この政治倫理条例は議員全員にかかわってくる問題であります。したがって、一部の議員の提案ではなく、議員全員で論議し調整を図って提出されるものと考えております。

以上のことから、反対の討論といたします。

意見書案第4号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

この「安全保障関連法案」については、今国会において審議中の課題であります。安全保障の課題になりますと、いかにも戦争をする国になってしまうような考えの政党もあるようにございますが、私は、今国会で審議されている平和安全法案は、憲法のもとで国民の命と我が国の平和を守るために必要な法案を整備するものであると認識をしております。

日本は大東亜戦争で敗戦をいたしました。ことしは戦後70年だそうですが、二度と我が国が戦争を起こすことはないというように思っております。ただ、今日本は近隣諸国から大変脅かされているのも事実であります。竹島の問題、あるいは尖閣諸島の問題、特に中国における海洋進出が脅威となっております。こういった国際状況が大きく変化する中で、日本の国を守るための集団的自衛権は必要なものと考えております。

これによって、この意見書は反対するものであります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 小坂城址土地購入疑惑解明を求める特別委員会設置を求める請願書についての賛成討論であります。

この特別委員会は御承知のとおり、3月30日開かれる予定だった委員会は、委員のボイコットで成立できず流会となりました。その結果、委員会は自然消滅となったわけです。議会は市政のチェック機能を果たすところで、言論の府でもあります。次回日程と出欠を確認し、開催日を決めておりました。それを当日の朝になってボイコット、そして流会、さらには百条委員会自然消滅されたわけで、その責任は重大だと言わざるを得ません。

開会される予定だった委員会は、まとめなどを集約するため、また次年度に向けての委員会予算を決めるものであります。市の予算を使い、その結論を出さないままの終結は、予算決算を審議する議会として許されざるものだと言わざるを得ません。

多くの市民からは、なぜ中途半端に終わってしまったのかと厳しい指摘を受けました。また、改選後、再度百条委員会は設置されるのだろうとも言われております。

そのような中、今定例会に百条委員会設置を求める請願書が提出されました。再度、百条委員会を設置し、小坂城址土地購入疑惑解明に結論を出し、終結することを訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。10番池辺己実夫君。

〔10番池辺己実夫君登壇〕

○10番（池辺己実夫君） 調査特別委員会設置請願反対に対する討論を行います。

私は、以前は市議会議員ではありませんでした。この選挙で当選させていただいて市議会に上げていただきました。ですから、上で傍聴なされている皆様の気持ちは一番わかると思っております。

請願に対する異議について認識しているところはあり、大変重く受けとめております。しかしながら、改選前の議会における委員長を中心とした調査特別委員会並びに牛久市議会として十分な調査・審議を行われた結果として、報告書の一枚も出せない議会において成立しなかつ

たことは、そのこと自体が結論であり、重く重く受けとめるべきではないかと考えています。

加えて、この問題は、司法でも既に結論が出ています。さらに、当請願をこの議会で採決することより、小坂城に関する調査特別委員会を牛久市議会として設置するということは、さきに、先人の、前の牛久市議会の人たちが十分に積み重ねてきたことを否定するというに、観点からも、私はまた税金を使って無駄にこういったことをするという事は反対です。

また、調査特別委員会がどのような結果をまとめようとしたかは、議会自体の問題であって、調査権の範囲外であることを申し添えます。

したがって、牛久市議会として議員の皆様の良識のある決断を心から願うとともに、賛同をお願いして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。12番諸橋太郎君。

〔12番諸橋太郎君登壇〕

○12番（諸橋太郎君） 議員提出議案第8号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について、反対の立場から討論をいたします。

今回提出されました議案の税等の納付状況について、現行条例では市民税、県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及び介護保険料の納付状況について報告と具体的にあるものに対し、今回提出された議案については、市長等にあつては、条例第11条の規定において、国または地方公共団体が賦課する税等、また議員にあつては、条例20条の規定において、納税証明書の提出と具体的なものとなっておらず、市長等と議員について報告する内容も異なっておりまして、提出する税の内容が全くわかりません。

よって、これは条例として内容が不十分なものであり、賛成できるものではありません。議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） それでは、意見書案第4号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求め意見書について、反対の立場から討論を行います。

まず、初めに、なぜ今法制整備が必要かについて触れたいと思います。皆様御存じのとおり、現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しております。また、軍事技術も著しく高度化しており、日本の近隣においても、北朝鮮が日本の大

半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し開発しております。日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロ脅威も深刻な状況でございます。今や脅威は容易に国境を越えてやっけてきております。

こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況であっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があると考えるものであります。

また、私ども公明党といたしましても、憲法9条を断固守る立場であります。国際間の紛争解決に武力を使用することは認めませんし、他国を攻撃するための軍隊は持ちません。政府の憲法第9条で根幹になっているのは、1972年の政府見解であると認識をいたしているところであります。

すなわち、自衛の措置はあくまでも外国の武力攻撃によって国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許されるという考え方であります。

この考え方に立ち、日本を取り巻く安保環境が厳しさを増す中で、国民を守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が、昨年の閣議決定だったと理解をいたしております。

憲法9条のもとで許される自衛の措置、発動の新3要件が、定められた法案に全て明記されました。この3要件においては、あくまでも専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついていると、またこれも理解いたしているところでございます。

よって、このたびの意見書の中に書かれている文章の中に、「政府の判断でアメリカの先制攻撃にも参加できる法案であります」とありますが、新3要件の意味を理解していただければ、他国を守ること、それ自体を目的とした集団的自衛権の行使は、今後も認められるものではありません。

また、意見書の中に、「日本を殺し殺される国へ変えてしまうのが安全保障関連法案です」とありますが、本来の安全保障関連法案の目的や趣旨、そしてまた厳格に定められた要件の手続などを全く無視した、極めて短絡的な主張であると言わざるを得ません。私があえてこの言葉を使わせていただくならば、「日本を殺し殺される国にしないための安全保障関連法案です」と申し上げたいのであります。

以上のことから、意見書案第4号については反対をいたします。議員各位の皆様の御理解と御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上で討論を終わります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕



○7番（杉森弘之君） 意見書案第4号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について、賛成討論を行います。

安倍首相は、今までの討論の中にも少しありましたが、国際情勢の大きな変化、これに対応しなければならないというふうな言い方で、今回の戦争法案を合理化しております。しかし、この言い方は立憲主義というものを全く無視した言い方であります。国際情勢の変化、これは多くの方々が認めることだろうというふうに思います。国際情勢の変化にどう対応するのか、国としてどう変えていくのか、これは憲法を抜きにして語るべきものではありません。

立憲主義というのは、法律の最高の位置に憲法というものが存在をしている。ですから、この憲法と矛盾するようなことをいきなり国際情勢の変化ということを理由に持ち込むことは許されません。もし行うならば、憲法を変える、このこと抜きに憲法に反するようなことが平然と行われるなどということが許されるものではありません。

先ほどから、近隣諸国あるいは国を守る、このような言葉も出ていますが、実際に国会で語られている、想定されるケースというのはどこどころでしょうか。ホルムズ海峡です。これが近隣と言えるのでしょうか。具体的な脅威としては、中国、北朝鮮、ロシアなどという国々を挙げているケースが多いわけですが、実際の戦争の想定として考えられているのは、ホルムズ海峡です。

そして、戦争ではないということを言い逃れするために、前線で戦うのではなく、兵たん作戦に自衛隊は従事するのだ、このような言い方もしています。しかし、皆さん、戦争というものを考えればよくわかるように、兵たんだから戦争ではないなどということを、相手の国は認めません。全て戦争行為であることには間違いありません。

このような法案が、まさに戦争法案と言われるもの以外の何物でありましょうか。戦争は、先ほどから言っていたように、人が人を殺す、殺される、このような行為であります。日本の憲法は、国と国との関係を戦争によって解決するという手段としては用いないということを明確に規定しているのであります。

このことを変えること抜きに、勝手に戦争法案を成立させるなどということは、立憲主義の観点からも全く許されるものではありません。多くの憲法学者がそのためにこそ、今回のこの戦争法案に反対しているのではないのでしょうか。

私はそういう意味で、この「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書に賛成をするものです。議員各位の御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号ないし議案第49号の9件、議員提出議案第8号の1件、意見書案第3号及び意見書案第4号の2件、請願第3号の1件について、順次採決いたします。

初めに、議案第41号、牛久市いじめ防止対策推進条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、牛久市介護保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、牛久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第8号、牛久市長等及び牛久市議会議員政治倫理条例について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第8号は否決されました。

次に、意見書案第3号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

次に、意見書案第4号、「安全保障関連法案」の慎重審議を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。

次に、請願第3号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置を求める請願書、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時40分といたします。

午前11時31分休憩

---

午前11時40分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15、請願第4号、ひたち野地区の中学校新設問題に関する住民説明会の開催を求める請願についてを議題といたします。

○

---

日程第15 請願第4号 ひたち野地区の中学校新設問題に関する住民説明会の開催を求める請願

○議長（市川圭一君） 請願第4号については、会議規則第141条第1項の規定により、委員会の負託を省略して直ちに審議いたします。

これより、請願第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で請願第4号についての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） まず、議員各位に訴えたいのは、議会の仕事というものをしっかりと認識してほしいということであります。憲法、地方自治法が定める地方自治の本旨、いわゆる住民自治、団体自治と定められております。そのうちの住民自治の問題であります。この解釈は、私どもは住民が主人公と考えております。地方自治体の主人公は、市長でも議員でも職員でもありません。住民からの要望は、その趣旨を十分尊重し、実現を図っていくというのが議会の役割であります。

したがって、本請願書の求める説明会等の実施は、速やかに実施すべきと考え、賛成討論とするものであります。議員各位の御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号、ひたち野地区の中学校新設問題に関する住民説明会の開催を求める請願を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第16、交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

—————○—————

日程第16 交通体系整備促進調査特別委員会委員の選任について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元

に配付の名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第17、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。



日程第17 議会改革特別委員会委員の選任について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

ここで、お手元に配付の日程表のとおり、議会閉会后、交通体系整備促進調査特別委員会及び議会改革特別委員会を招集し、委員長及び副委員長の互選を行いますので、その互選の結果を委員長から議長宛てに報告願います。

次に、日程第18、利根川水系県南水防事務組合議会議員補欠選挙を行います。



日程第18 利根川水系県南水防事務組合議会議員補欠選挙について

○議長（市川圭一君） 本件につきましては、利根川水系県南水防事務組合同規約第7条第2項の規定により、議員1名の補欠選挙をするものであります。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） なしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1 番藤田議員、2 番秋山議員、3 番尾野議員、4 番伊藤議員、5 番長田議員、6 番山本議員、7 番杉森議員、8 番須藤議員、9 番黒木議員、10 番池辺議員、11 番守屋議員、12 番諸橋議員、14 番小松崎議員、15 番石原議員、16 番遠藤議員、17 番鈴木議員、18 番利根川議員、19 番山越議員、20 番板倉議員、21 番柳井議員、22 番中根議員、13 番市川議員。

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に15番石原幸雄君、17番鈴木かずみ君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22 票

有効投票 22 票

無効投票 0 票

有効投票中

池辺己実夫君 12 票

杉森弘之君 10 票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

よって、得票数上位1名の池辺己実夫君が利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま利根川水系県南水防事務組合議会議員に当選されました池辺己実夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

7番杉森弘之君に申します。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を説明願います。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 小坂城址の土地購入に関する調査特別委員会の設置を求める決議を緊急動議します。

○議長（市川圭一君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

---

午後 0 時 1 5 分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま 7 番杉森弘之君ほか 2 名から決議案第 6 号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第 6 号の 1 件を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

決議案第 6 号の 1 件を議題といたします。

---

追加日程第 1 決議案第 6 号 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7 番杉森弘之君。

〔7 番杉森弘之君登壇〕

○7 番（杉森弘之君） 「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、提案理由を申し述べます。

理由に書いてありますとおり、前任の「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会が調査報告をまとめることができず、発表できなかつたことは、市民の期待に反するものであります。よって、さらに新たな調査も含めて、必要な調査を行い、調査報告をまとめ、発表することが必要です。

小坂城址用地購入について。公拵法に基づく優先購入を拒否したことについてさらに必要な調査を行う。

牛久市が購入する経緯について、議会答弁や前任の調査特別委員会での答弁等、不十分な点が多い。したがって、これら執行部の議会答弁は事実と反する疑いがあると考えられる。

さらに、朝日新聞やテレビ報道による疑問点が明らかにならず、議会での公式発言と比べ事実とそぐわない答弁であれば、議会軽視と言わざるを得ない。さらに必要な調査を行う。

市民は、この問題についてまだ納得していません。

これら答弁等の事実関係を調査するため、調査特別委員会、いわゆる百条委員会において真相を解明するとともに、税金の流れを明確にするために、さらに必要な調査行為を行い、調査



報告をまとめ発表することが必要と考えます。以上です。

○議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で決議案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第6号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

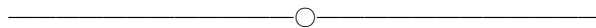
これより、決議案第6号について採決いたします。

決議案第6号、「小坂城址土地購入」の調査に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、決議案第6号は否決されました。

次に、日程第19、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時20分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 尾 野 政 子

署名議員 伊 藤 裕 一